

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	臨時報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成27年9月30日
<b>【会社名】</b>	株式会社アイスタイル
<b>【英訳名】</b>	istyle, Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 吉松 徹郎
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区赤坂一丁目12番32号
<b>【電話番号】</b>	03 ( 5575 ) 1260
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役CFO 菅原 敬
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	東京都港区赤坂一丁目12番32号
<b>【電話番号】</b>	03 ( 5575 ) 1260
<b>【事務連絡者氏名】</b>	取締役CFO 菅原 敬
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年9月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年9月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款の一部を、以下のとおり変更するものであります。

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
<p>第1条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第29条～第35条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 (省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第37条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。</p> <p>第37条～第45条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

吉松徹郎、原芽由美、菅原敬、佃慎一郎、高松雄康及び那珂通雅を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

原陽年、都賢治及び中森真紀子を監査役に選任するものであります。

第4号議案 当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	95,199	70	0	(注) 1	可決 97.89
第2号議案 取締役6名選任の件					
吉松 徹郎	93,517	1,752	0	(注) 2	可決 96.16
原 芽由美	95,140	129	0		可決 97.83
菅原 敬	95,140	129	0		可決 97.83
佃 慎一郎	95,140	129	0		可決 97.83
高松 雄康	95,140	129	0		可決 97.83
那珂 通雅	95,033	236	0		可決 97.72
第3号議案 監査役3名選任の件					
原 陽年	95,152	117	0	(注) 2	可決 97.84
都 賢治	92,469	2,800	0		可決 95.08
中森 真紀子	92,469	2,800	0		可決 95.08
第4号議案 当社従業員並びに当 社子会社取締役及び 従業員に対してス トックオプションと して発行する新株予 約権の募集事項の決 定を当社取締役会に 委任する件	91,096	4,173	0	(注) 1	可決 93.67

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。